

Title	ランスブルクの金本位論
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.8 (1928. 8) ,p.1065(49)- 1090(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19280801-0049
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280801-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はその富者たるも貧者たるもを問はず、何れも舊來の秩序を打破したのである。即ち社會的均衡を失はしめたのである。この點に於いて將來ある一つの社會的均衡に到達し得るまで、彼等は努力する負擔を荷はざるを得なかつた。そしてこの社會組織の變化を根本的に明瞭ならしめたのは産業革命並びにそれに依つて生じた資本主義的生産組織である。即ちその初期に於いては資本と勞働との嚴格なる對立が社會を支配してゐると考へ得るほど二階級の間隙が明示されたのであつた。この意味に於いて産業革命以後の社會上の諸問題は人類がその社會生活に於ける均衡を獲得せんとする苦しい努力の結果であることを見ることも出来るだらう。しかしこれ等はこゝで解決せんとする問題ではない。産業革命前に於ける英國の社會狀態を分析して、その産業革命に到達する必然的過程を明かにし得れば、本論文の目的は終る。唯複雑なる社會生活の分析は極めて困難なことである。論ずべくして論じ得なかつた問題の少からざることを恐れる者である。

(昭和三年七月十八日稿)

ランスブルクの金本位論

金原賢之助

本稿は Alfred Lansburgh が編輯する Die Bank 誌上に載せた論文 "Die drei Goldwahrung" (Heft 11, 1926) 其續稿たる "Barren oder Münzen" (Heft 12, 1926) の抄譯である。現下、金本位復歸の事業は著々其進歩を見、文明國中唯残るは我日本のみとなつたが、而も猶ほ本位問題は一個の重要な問題たるを失はぬ。加ふるに、一方に於いては各國は金本位に復歸したとは言へ未だ全く世界大戦前の状態に達した次第ではないと同時に、他方に於いては金本位無用論も散見するの模様であるから、著者の説を紹介するもまた必ずしも無用ではなからうと思はれる。

一

數年前に期待されたよりも遙かに迅速に金本位の原則が再び全世界に實行されてゐる。時代は推移して最早何人も金を偶像視するものはなく、之を信仰し得るものは唯盲目的の無智あるのみである。又自國所有の黄金をアングロサクソン諸國に追放して以て、此等の國々を「金を以て窒息せしむる」ことを政治の精髓と考へる者もない。各國は長かれ短かれ邪路に彷徨した後相ひ繼いで金本位に復歸してゐる。尤も二三の異説主張者はこれが反對論を高唱すると同時に、政府に要望するに、幾多の實驗失敗の後にも猶ほ最後の試みとして或る非金屬本位即ち國家社會主義的本位を樹立せんこ

を以てし、而してこの制度に或は指數本位 Index-Währung 或は管理本位 manipulierte Währung 或は何と種々の名稱を與へてゐる。然るにソヴィエト露西亞すらも此種論者の説に更に耳を傾けて居らぬ、蓋し露西亞に於いても其期する所は、金本位國の列に再び加はらんとするに傾いて居るからである。

事態は正に斯くの如くなるにも拘らず、本位問題なるものは、それが既に理論的にも實際的にも解決されて以てその一定の實行形式が確定されたものとして、近き將來に一般の論議から消滅し去るであらうと期待することは出来ない。其理由は他でもない。如何なる國でも、其貨幣に購買力を確保し而も其購買力の安定をして他の諸國の最良の貨幣のそれに劣らぬものと爲さんと欲するならば、金本位を自國に樹立しなければならぬ。而して其金本位樹立の理由は他の諸國が之を採用して居ると云ふ丈であつても差支ないのであつて、この事に關しては廣く意見の一致がある。それにも拘らず、實際之を樹立するに當つて如何なる形式の金本位が他の諸形式に優るものであるかと云ふ重大な問題に就いては、何等決定する所がないのである。嘗ては金本位(又は銀本位)と云へば、法律上の支拂能力を固有し且つ金貨(又は銀貨)より成る貨幣流通の形體以外のものを思ひ浮べ得る者なく、又金本位に少額の銀貨が並び流通に附せらるゝ時は之を『跛行本位』と稱して金本位たるの資格なきものと爲す有様であつたが、今日に於ける事情は斯様に單純ではない。當今では寧ろ之に三種の區別すべきものがあるとされて居る。而して此等の三種は全然異つた本位原則に基いて居るにも拘らず、之を總括して『金本位』と名付けて居るのである。

II

金本位の三種とは次の如きものである。(英吉利の名稱は世界通用のものとなつてゐるから茲では之を使用する。)

1. Gold Standard 金貨本位。これは本來の且つ歴史的意義に於ける金本位であつて、一國の貨幣は金から成り、其大部分は金貨の形體を以て流通すると同時に其少部分は金貨又は金塊の形體を以て一個又は數個の中央銀行に保有せられ常に紙幣兌換の用に當てらるゝ本位制である。

1'. Gold Exchange Standard 金爲替本位。比喩的意義に於ける金本位であつて流通するものは適宜の種類^{クラシック}の低價の貨幣(定位)であるが、政府、中央銀行若しくは斯る機關は其貨幣所有者に對し金貨本位國の貨幣(又は結局この貨幣に換へらるゝ手形)を大體平價(parity)に相當する價格を以て希望に應じて買上げ又は交附し、依つて以て流通貨幣をして金と絶えず同價を保たしめるのである。

三. Gold Bullion Standard 金塊本位。これも同じく比喩的意義の金本位で、低價の流通貨幣(定位貨幣)を有するのであるが、唯この場合には金との同價の維持が外國の貨幣若しくは手形の受入交附に依らず、政府、中央銀行若しくは同様の機關の行ふ金塊の賣買に依つて行はれるのである。

如何なる國も、金本位を樹立して購買力の動搖と云ふ貨幣制度の弊害を免れんと欲するならば、先づ本位並に貨幣法發布前に金本位の三種中何れを採用せんとするかを明かにしなければならぬ。多くの場合を觀るにその撰擇に際して可なり輕卒である。三種形式の各々が根本的に有する利害又は與へられた場合に露はす得失を充分に吟味するよりは、寧ろ其時丈の理由や單なる模倣の便利が

甚だ屢々之を決定して居る。時には、其一形式は他の形式に依つて有利に取り換へ得らるゝか、或は數種の形式が配合し得らるゝかと云ふが如き經驗的試驗も暗中模索的に爲されて居る。(例へば二個の『優れた貨幣制度を有する國』たる和蘭と瑞西は金爲替本位を注意深く金貨本位に結び付けんと試み、求に應じて少量の金貨を自由流通に委してゐる。)如何なる形式の金本位が貨幣理論から論じても實際から觀ても最も適當のものであるか、と云ふ問題に就いて全く根本的研究の行はれたのは近年を通じてたゞ一度あるのみであつて、而もそれは印度幣制調査委員會(Young Committee)の爲した所である。此委員會は印度の幣制改革に關して草案完成の仕事を一九二五年八月に委託せられ、一九二六年六月一日に其報告を爲してゐる。

三

印度は通過膨脹の過害そのものは之を免れた諸國の一に屬して居るが、併し其代りに他の諸國に於ける人爲的の貨幣作出の影響を間接ではあるが劇しく蒙つた。それがために、他の諸國が貨幣に就いて嘗めたと同様の經驗を將來出来る丈繰り返へすことなき本位制度に、移らんと欲して居るのである。從來印度はそれ自身の本位を持たず、一の連鎖本位 Anschlusswahrung を有してゐた。該國の貨幣即ち銀準備の紙幣ルピーの價值は磅スターリングに對して一定の割合に今も昔も保たれて居るのであつて、其割合は戰前には一ルピー一志四片の關係に相當し、それに續く時期には屢々變更され、而して當今は一ルピー一志六片の關係に安定してゐる。英吉利の磅が金に對して其不動の等價關係を維持した間は、印度も金爲替本位の國に屬してゐた。蓋し印度政府が其流通資料を金貨本位國、即ち英吉利の貨幣と一定不動の相場を以て交換することに依つて、其流通資料は金の一定價值に支持されたからである。然るに英吉利が金貨本位國たる特質を失つて動搖する本位の國となつた其時から、印度は最早金爲替本位國たらざるに至つた。今や印度の貨幣制度は三種の金本位の何れにも屬せず、寧ろ其英吉利磅との連絡の爲に、其時々適用する、交換關係に従ひ、磅の金に對して有する價值に起るあらゆる變動を受けた。即ちそれは『スターリング爲替本位』特有の型に従つて支配されたのである。

四

印度幣制調査委員會の報告に依れば、斯る貨幣制度は印度にとつて(他の諸國の何れに對しても然る様に)不適當のものである。從來の如く、一國の貨幣が第三國の本位と連絡し、而も其第三國の貨幣そのものが金本位貨幣と見らるべきか否かは當該國の本位が其時金に對して有する價值に依つて定るが如き場合には、斯る本位との連絡關係は金に對する直接の連續と之を代置しなければならぬ。斯る變更を行へば、拙劣な印度の制度は二の準備を不用とするであらう。即ち印度には從來國內貨幣の爲の準備換言すれば銀ルピーと紙幣ルピーとの間に於ける相互交換を保證する紙幣準備と、國內貨幣と磅スターリングとの同價維持の爲の所謂金貨本位準備とが存してゐる。斯るルピーの二重の鈎止が全く無用であることは、既に早く屢々觀察された。ルピーの流通が紙幣準備を通じて縮少されるれば、その縮少はルピー相場を有利に導く爲に金貨本位準備を通じて計畫的に行つたと同一の影響を、ルピーの對外價值に及ぼした。——即ちそれは數量説の重要なる確證の一である。

蓋し、その觀察者達の言ふ所は全く歸を一にし、一國貨幣の對外價值を改善せんが爲には國內貨幣の流通を縮少するを以て事足り、その目的の爲にする特別準備の如きは即ち無用であると言ふのである。幣制調査委員會の草案は斯う述べてゐる。將來はたゞ一の準備、殊に銀ルピー並に紙幣ルピーの立法上確定された金價值を、對內的にも對外的にも確保する所の一の金準備を維持すべきである。而してそれには現在の「一ルピー」一志六片の關係の維持が推奨されて居るが、この方程式の第二項は金シリングと解すべきだと云ふ重大な變更が加へられてゐる。

斯様に印度に對しては根本的に金本位が推擧されて居る。併し以上述べた丈では、三種の金本位制中の何れが最も適當のものとして指示されて居るかは、之を未だ知ることが出来ぬ。何となれば國內貨幣と金との間に於ける交換關係の確保と並に金準備保有の規定とは三種の本位制總てに共通のものであり、たゞ金準備の關係が當該金本位の種類に從つて變るだけであるからである。委員會の報告は、三種の可能なる金本位形式中の一を採用すべき旨を斷然薦めて居たるにも拘らず、金本位の最良の形式如何の問題に就いては之を斷乎として解決するには至つて居らぬ、寧ろ三形式の何れもが一般金本位國と特に印度とに齎らす利害得失を、精細に述べて居るのである。

勿論印度が次に爲すべき事は、磅スターリングが其金との同價を失つた時に切れた絲を再び結ぶと云ふこと、言ひ換へると金爲替本位に復歸すると云ふことであらう。斯る復歸は立法的に言つても又行政技術的に見ても甚だ單純な事であらう。幣制關係官廳が磅スターリングを一定ルピー相場で賣買すべき舊規定に代ふるに新規定を以てし、而して其新規定には、該官廳は外國金爲替を、換言すれば立法上の金貨本位國、即ち第一には合衆國宛の爲替手形を無制限に賣買すべく、而も其賣買は相ひ離るゝこと僅少なる一定價格を以てすべく、從つて上位及び下位の金輸送點(輸出及び輸入點)が定り其間にルピー相場の止まるが如く定むべきであらう。

然るに幣制調査委員會は金爲替本位、換言すれば爲替運用と之に關聯せる流通數量の變動とに依つてのみ一定の金價值に維持せらるゝ、低價貨幣の原理を、心理上及び實際上の理由から放棄してゐる。印度の人民は金と同價を有することが明かにされて居る貨幣を以て交易を行ひ度き希望を有するの事實は、之を考慮に入れなければならぬであらう。若し吾人がこの希望を考慮に入れるが爲に高い價值を有する銀ルピーを人民の手に渡すならば、この銀貨は世界の銀價格がルピー熔潰價值に若しくはそれ以上に騰貴する時は何時でも外國に流出する筈である。(これは戰爭直後以來長い間起つたことである。)是に反して紙幣ルピー又は非常に低價の銀ルピーを以て交易の用に供するならば、この紙幣又は銀貨の價值を適當の爲替政策によつて金と等價に維持しても、この事は人民の絶えざる不信を解くに至らない。何故ならば、斯る中央に統一された對外金爲替賣買の制度は一般人民の眼には見えぬので、甚だ抽象的な且つ秘密のものとなり、それが印度人には國內貨幣の價值維持のために十分な保證とは見えないからである。單純な國民の理解はこの制度に在つては貨幣の背後に何等具體的のものを認めない。寧ろたゞ理解の出來ぬ機構があり、之を惡意の又は無能の當局が時々誤用することあるのみと考へるのである。印度人が今日信任する貨幣はたゞ一つ即ちそれが金から成るか或は如何なる時でも金と交換し得べきものなるか何れかの貨幣あるのみである。(故にそれ

は金の不漸の『逃避』であり、この逃避は印度の農夫に在つては數十年前獨乙の百姓が貯金靴下に銀ターレルを蓄藏した場合と同じ役割を勤めて居るのである。其處でルビーの對外價值を確保する丈ではまだ十分でない、人が何時でも低價の票券貨幣 Zeichenseld を以て金屬たる金と交換し得るものとなし、以て明かに見得る方法で印度貨幣の對内價值の維持は保證されなければならぬと言ふのである。

委員會の斯様な考へ方は本來一直線に金貨本位への道に進んでゐる。換言すれば貨幣流通の一部は金貨より成り、其他の低價の部分は更に金貨を集中保有することによつて何時の兌換にも保證さるゝが如き、舊來正統オールド・スタイルの意義に於ける金本位への道を指示してゐる。實際委員會の報告も亦、印度の輿論が金貨本位へ移ることを切に望んで居る旨、並に多數の専門家及び團體が之を推奨して居る旨を力説して居る。それにも拘らず委員會は、此形式の金本位も亦現在には印度にとつて不適當のものであるとなして排斥してゐる。即ち、金貨を流通に附すれば、紙幣の大部分は直ちに兌換の爲に呈示されるであらうから、それは種々の理由から危険であると觀て居るのである。報告は語勢を最も強めて次の見解を披瀝して居る。金を流通に放出することは、總て中央部に保有さるゝ金準備を薄弱にするものである。然るにこの準備は只に幣制上の技術的任務のみならず、又銀行業務上の職分をも盡くすべきものである。その準備の上には巨大な信用の建物が立つて居り、この建物はその準備が縮少するに従つて直ちに縮少しなければならぬ。更に、集中保有の金が流通貨幣中に混合流通する其程度に従ひ、又その金がこの流通貨幣中に紙幣を排除する其程度に従ひ、貨幣制度は障

力性を失ふのである。蓋し相對的に大なる紙幣流通のみが、需要に應じ計畫的に擴張され或は縮少され得るものであるからである。加ふるに『定位』貨幣を廣く金貨と取り換へることは多大の費用を必要とするのである。印度が即刻金貨本位に移ることは結局世界の銀市場のみならず世界の金市場にも重大な影響を及ぼし、且つ他の金本位諸國に迷惑を掛くることゝなるであらう。而して其影響は世界の金利を高め、一般の不景氣を惹起し、印度自身も亦其影響の反射を受くるであらう。(此場合)に事を決してゐるものが委員會自身の認識よりは多く委員會がアメリカから暗示された見解である限り、斯る外國に對する斜視的觀察は該報告の根據薄弱の點である。それは兎に角として、該報告が金貨流通制の即時實施に對して抱いた懸念は甚だ大であつて、それが爲に金貨本位制を放棄して居るのみならず、英吉利金貨は一九二〇年以來印度に於いて法律上の支拂能力を有して居り、且つ其實際上の効果は英吉利の爲替相場の甚しく——ルビー對二志に——低落した場合にのみ現はれるものであるのに、この能力はあらゆる場合に對して剝奪すべきものであるとの要求さへ爲して居るのである。

五

以上の如く論ずれば唯殘る所は第三の金本位形式即ち金塊本位制あるのみであるが、委員會も亦之を極力主張して居る。即ち印度には、金に基礎を置いた眞の金本位ではあるが、併し有害と認めらるゝ金貨流通を缺く所の本位を設けんとして居るのである。國內貨幣は從來と同様に銀ルピーとルビー紙幣であるが、それは何時でも、輸出の目的の場合には勿論ルビー提出者の目的の如何を問はず

要求に應じて一定純分の金地に兌換さるべきものとする。斯くすればルピーの價值は、外國に於けると同様に内國そのものに於いても安定さるべく、又全世界の面前で金との平價に維持さるゝ筈である。當今英吉利に行はるゝ様に輸納の最低單位量は之を四百オンスとして之が輸納を専ら三つの主要都市に於いて行はしめ、且つこれに對して金地の價格を平價より一割丈高く計算すると云ふ方法を用ふれば、新中央銀行は金の逃避を豫防することが出來ると信ぜられてゐる。勿論、The Imperial Bank of India に對しては、右の如き新中央銀行に金地本位に對する配慮を托する筈である。斯る方法で人民の蓄藏慾を市場に向けしむることが出來ると云ふのであるが、その市場は印度人の金需要を今日専ら充たして居るのである。併しまだそれ丈では人々は此點に就いて全く安全だと云ふ譯には行かぬ。印度人の金に對する欲求は、新中央銀行の準備(第一に二割の金と二割の『金券』が減少して危殆に頻するほど強力なものとして、其最初の時期には現はれるかも知れぬし、又それはあり得ることである。それ故に委員會は、比較的高い利子附の三年乃至五年内に金に兌換し得る貯蓄證券の發行を、金欲求者中少くとも計算と利子評價とを心得へた人々をして中央銀行の金地からこの證券に向はしむるを得るとの假定の下に推奨してゐる。これに就いて委員會報告にはそれ以上参照し得べきものがない。寧ろそれには斯う述べてゐる。貯蓄證券の發行は四百オンスの金地獲得の爲に必要とするルピー額(二二、五〇〇ルピー)より小額のルピー所有者に對して、少くとも間接の金取得を可能ならしめ、又從來の『逃避』の弊に一の新らたな且つ有用の目的を與ふるものであるから、推奨するに足るものである。併しながら其本來の意圖は、明かに、中央銀行に集合する

金の請求を、それと競争の立場に立つ所の金價值を有するもの、提供によつて弱めんとするに存してゐる。更に委員會は、ルピー紙幣には『印度政府の保證の下に』との文言を明白に印刷すべきであるとの提案を爲し、これに金請求の緩和を期待して居るが如くに見受らるゝ。

以上の如くに、印度幣制調査委員會が可能の金本位三形式中より撰擇して居るものは、本來の意義の金本位即ち金貨本位から國內貨幣と金との間に於ける直接の連鎖を繼承し、且つこの連鎖をして明かに觀取し得るものと爲すと同時に、國內貨幣をして適法に兌換を請求し得るものとなしてゐる。併し又同時にこの兌換には幾多の之を妨ぐる事情を附し、或る限られた場合にのみ實際行はれるものと爲してゐる。併し委員會の推奨したこの金地本位を、國內貨幣の兌換請求権が制限的であるとの理由で價值の低いものと觀たり、或は又之を『似而非金本位』と名付けたりすることは誤りであらう。蓋し、國內貨幣の世界的價值が下落し爲替相場が上位金輸送點(輸出)以上僅かでも出づるや否や、兌換を取りまく總ゆる豫防手段も、中央銀行に多量の金の取付けられ且つそれに相當する國內貨幣が流通から引上げらるゝの作用を、妨ぐるを得ざるに至るからである。其結果、縮少した通貨の價值は高まり、爲替相場は再び金流出點以下に降るのである。斯る機構は票券貨幣の價值をば常に金に一致せしめ、又同時に、若し國內貨幣が金貨より成る場合には其國其時に必要な丈の貨幣を流通せしむるの作用を爲すのであるが、併しこの機構の作用が働く程度に従つて金本位の實體は決定されるのである。而して金地本位も亦此金本位の一形態として觀るべきであるが、併し其制度の活動は鈍重であり、又個々の紙幣の兌換能力は甚だ制限を受けるのである。

六

併しながら、金塊本位が貨幣理論より觀て金貨本位と同等の價值を持ち得るものであるか何うかと云ふこと、若しくは前者が後者より全く優れたものであること、例へばライヒス銀行總裁が九月の末同行中央委員會にて英吉利其他の諸國の現時の政策を引照して述べた如くであるか何うかと云ふことは、また一個の別問題である。何故かと言へば、假令金本位には三種類あり、且つその各々はそれ々々特殊の方法を以てよく其作用を果たし得るものであるとしても、而もそれ丈では此等三種の何れもが金本位の原則の本來の且つ深遠な意義に充分妥當して居ると云ふことを、少しも意味しては居らぬのである。又それは、此三種の中から、幣制技術上の或る理由(時々それは經濟上の病理學的種類のものであるが)で撰ばれる所の本位が、常に理想的金本位であると云ふことも意味して居らぬのである。

一國がその貨幣制度を金に懸らしむる場合には、假令それが鑄貨形體に於ける金そのものを國內貨幣に定むるものであれ、又本位貨幣と金を何等かの直接若しくは間接の方法にて相互交換し得るものとなすものであれ、兎に角その方法によつて或る全く一定した目的を遂行せんとして居るのである。即ちこの國の目的とする所は、世界の最重要商業諸國との商業及び信用交通上に於ける摩擦を可及的最少程度に縮少し、且つその爲に自國の計算單位をして、その購買力の動搖を防禦して以て、かの諸國の計算單位に對して出來得る限り安定の關係を保たしめんとするに在るのである。而して此の目的を最もよく達し得る方法は、此等商業諸國がその貨幣價值の根柢を認むるに在る。

其貨幣と一般に同一視してゐる所の其財貨——現今それは金であるが——を採つて以てまた自國貨幣の價值尺度並に自國本位の一部と爲すことである。之を行へば、其財貨(金)を以て表示さるゝ自國貨幣の價值と同様の方法を以て表現さるゝ當該標準國の貨幣價值との間には最早著しい相違が起り得ぬこととなる。外國の本位貨幣の價格(爲替相場)は金の等價により、従つて同時に自國の貨幣單位との等價に依つて決して或る一定の費用以上に開きを示し得ないのである。而して茲に費用と云ふは一定量の金を自國本位との關係より切り離し、之を支拂の目的にて外國に送附するに要する費用を指すのであり、又其金は其處で件の外國の貨幣と關係を取り結ぶことが出来るのである。是に依つて觀れば、一國は金本位の採用に依り、名稱、鑄貨の量目、刻印等に關して自國の特色を失ふことなくして其貨幣制度を世界的本位の一部と爲すことが出來、斯くして貨幣價值の動搖と云ふ重大な商業及び信用の障礙は除去さるゝのである。

金本位の採用に依つて達せらるゝ此目的、換言すれば自國貨幣の價值を最も重要な諸外國本位の價值に出來る丈密接に關係せしむることは、金を自國貨幣との關係から解放し又それを之に關聯せしむるに要する費用と困難の僅少なればなるほど、自ら益々完全に達せらるゝのである。幾多の本位が金に關聯して居り又従つて相互にも連鎖してゐる場合に、或る一國に於ける金が此等の本位間の價值關係に起る極く僅かの變動から反應を受くること速かなればなるほど、該國本位の價值變動の上下の極度を定むる所の兩極點(金輸送點)は益々縮少されるのである。相互にも、又大なる中央金市場(ロンドン)に對しても、最も有利な地位を占むる諸國にとつては、金輸送の費用は其金の價值

の二厘五毛乃至五厘である。従つて此等の諸國に於ける前記兩極點は、假りに金と此等諸國の貨幣とは其關係を極めて容易に解除連結し得るものとすれば、實際の金平價からそれ々々二厘五毛乃至五厘だけ離れて居るのである。其處で此等の國の本位貨幣の價値は、金にて表はさるゝ限り、五厘乃至一分——即ち上下共それ々々二厘五毛乃至五厘——以上變動することはあり得ないのである。

七

さて、現在の三種の金本位の中の一は、前記の五厘乃至一割の開きを更に根本的に縮め、従つて此種本位を採用せる國に於いては貨幣價値變動の半徑をそれだけ小ならしむるの可能性を示して居る。而してその本位とは金爲替本位即ち是れである。この本位の原理は國際間の貸借決済を現實の金輸送の方法に依らず、金信用(金爲替手形、金貸勘定)移轉の方法を以て行ふものであるから、諸費用殊に運送、保險、検査の諸費を著しく減少するのであるが、而も其移轉によつて達せんとした目的を危くすることがないのである。其理由は簡單であつて、例へば一國が其支拂勘定を決済せんとするならば、其國は債權國に對して、自國が其債權國に從來有してゐる金貸勘定を讓渡するか、若しくは、その債權國宛の債權證書又は第三金本位國宛の債權證書(金爲替手形)を送附すればよい。さうすれば、國際收支勘定の上から觀て現實の金輸送と全然同一の目的が達せられるのである。自國貨幣を金そのものに對してよりは寧ろ一定の金支拂證書に懸らしむる所のこの特種の金本位は、即ち其作用として、國際金支拂交通上に於ける諸費用を減少するが故に、又金運動の兩極點をそれだけ相ひ接近せしむる、換言すれば、國內の貨幣價値が動搖し得る開きの範圍をそれだけ小ならしむるのである。従つて其本位は、現實の金輸送が本位と本位との間に連鎖手段となつて居る場合よりも一層安定したものとなるのである。

去りながら、金爲替本位の與ふる以上の長所は、幾多の短所を以て購はれなければならぬものである。其重なり短所は皮相な觀察を以てすれば一の利益とも見ゆる所のものであつて、即ち流通場裡に在る金及び中央に保有さるゝ金が利子を生むことが出来ぬに對して、金貸勘定及び金爲替手形は之を獲得し得ると云ふことが強く對比せらるゝと云ふ事情がそれである。この收利性は之を其外見から觀れば、金證書が何等貨幣ではなく、資本證書であること、従つて決して國內貨幣と共に單位を形成するものではなく、金が(種々の職分と共に)果たす所の職分を専ら盡くすことが出来ること云ふことを既に證明して居るのであるが、それが又國際間の支拂決済に對しては最も重大な障礙となつて居るのである。假りに金爲替國の對外爲替相場が上位金輸送點(その國では此點は極く近くに存する)に達し、それが爲に中央銀行又は他の機關が對外支拂決済の用に當てらるべき爲替手形を賣出すとするならば、此場合に此等の支拂が現實に行はれると云ふ保證、言ひ換へると其手形が外國に流出すると云ふ保證は少しも存して居らぬ。其手形に附帶する利子享得は、此手形をして資本家の積立保存の好都合な一用具たらしめ、之を前記の方面から全く別の利用目的に向はしめるのである。其爲替手形が支拂勘定決済の爲に外國に流出したか何うか、それが私人の投資利益の爲に國內に留まつて居るか何うか、或はそれが一旦國外に流出した後貸借決済の爲再び國內に歸來したのか何うか、この事に就いては何等確證の存するものがない。殊に外國が利子引上に依つて、其爲替

手形若しくは對外貸勘定の資本たる性質を一層強め、以て支拂決済手段としての其職能を妨害すること自由であるからである。故に金爲替本位の作用は、之が一般的に現はるゝ場合には本位間の均衡支持の意味に於ける他の二種の本位よりも常に一層迅速であるが、併しこの本位は其效果に對しては何等の保證を與へて居らぬ。従つて個々の場合に於いては、他の本位の場合に必要とする金の量よりも遙かに多額の爲替手形を用ふることが必要である。——例へば獨乙の收支勘定は五億マルクの金を以てする方が、十億マルクの爲替手形を以てするよりも一層容易に其均衡を保たしめらるゝのである。——而して本位關係機關に對しては、其政策が對外信用の積極なるか或は消極なるかに依つて常に妨害されてゐるとの非難が、絶えず起るのである。

けれどもこれは決して、金爲替本位原則に附帶する悪弊の最大なものではない。これよりも遙かに重大なものは、外國に於ける爲替手形及び金貸勘定が、其資本としての特性からして、國內貨幣と何等有機的關係に立たぬ、と云ふ今正に述べた事情である。一國の對外收支決済——即ち極點に於ける決済——が現實の金移動の手段によつて行はるゝ場合には、外國への金流出は其國に對してこれに相應する支拂勘定が返濟されると云ふ結果を持つのみならず、猶ほそれと同時にこの國に於ける支拂資料の總額を減縮すると云ふ甚だ重大な作用を爲すのである。而して此作用は、金流出が流通場裡から起る場合にも、又それが中央銀行から出づる場合にも、直ちに相次いで現はれるのである。蓋し中央銀行は此場合、それに相應する額の金を流通場裡から引き上ぐるか、若しくは金が流通し居らぬ場合ならば他の支拂資料の流通をそれだけ縮少するか、何れかを爲さねばならぬから

である。斯る流通の收縮(反對の場合は膨脹)によつてこそ、自國貨幣の價值と外國の金本位の價值との間に於ける均衡を妨ぐる其障礙が、實際始めて排除されるのである。其流通收縮と同時に起る金流出は、國內に於いては唯其障礙の爲替相場に於ける現はれ、即ち徴候を取り除き、外國に於いてはそれに相應する通貨上の變動を惹き起す。而して斯くして惹き起される變動は、かの均衡を他方外國側から再び恢復するの助けとなるのである。然るに支拂決済を實行するものが金ではなくて爲替手形なる場合には、貨幣流通の收縮膨脹は起らずにゐる、又外國に於いては今述べたこれに相應する變動が同様に生じない。如何に多額の爲替手形(即ち投資)が銀行の庫中から海外に流出しようとも、一國の貨幣流通は最少減度に收縮することなく、爲替手形の流入出が中央銀行の對象となつて居る處でも亦、爲替手形と貨幣流通との間の關係は決して有機的のものでなく、寧ろ人爲的に誘致された技術的關係が存するのである。若し此場合に中央銀行が其爲替手形現在高を以て金準備と同一視し、爲替手形現在高に於ける總ゆる變動を、これに絶體的に又は相對的に相應する貨幣流通上に於ける變動の原因と爲すの原則を遵守するならば、原則として必要な收縮若しくは膨脹が兎も角起る。けれども、前に簡單に述べた様に、爲替手形の移動は金の移動に比して、これと同等の效果を擧げんが爲には通例これの數倍の多額に上らざるを得ぬ次第であるから、爲替手形現在高と貨幣流通との間に人爲的連鎖關係の存する場合にその移動に相應して流通量上に起る變動は、現實の金が支拂決済を爲す場合に一般に起るよりも一層急激なるものであり、又それに従つて内面的の經濟的障礙は一層敏感に起るのである。

加ふるに更に重大な事情は、金の活動範囲が、最も市場に歓迎さるゝ爲替手形の活動範囲すらよりも、全く著しく大であると云ふことである。今日如何なる銀本位國でも、其勘定残高決済として金を世界市場價格を以て受領することを、敢えて拒まんとする國はない。これに反して茲に専ら問題となつてゐる爲替手形は季節、世界市場の狀況、當該國の本位政策等に從つて全く相異なる評價を受くる。而して如何なる爲替手形も國際的裁定の手段を以て總ゆる他の爲替手形又は金と交換され得る。而して、而もこの過程は金ならば省かるゝ費用と危険とを伴つてゐる。以上の外猶ほ詮索すれば、爲替手形に不利であつて金に有利な事情、換言すれば金爲替本位に不利であつて他の二種の金本位に有利な事情は幾多あるが、此等の事情は嘗て論述した所であるから(Die Bank, Oktoberheft 1924) 茲にはこれが詳細な論述を避ける。兎に角その結論を擧ぐれば、金本位に伴ふ目的到達の爲には、金本位の可能な三變種の中で、現今最も愛用さるゝ金爲替本位は、不適當なものはない、而して印度の幣制調査委員會がこの制度を印度の爲に放棄したと云ふことは、假令其一部分は全く別の考慮から出たものであるとは言へ、問題を正しく取扱つたものである。(Die Bank, Novemberheft 1926)

八

金爲替本位即ち爲替政策の手段を以てする本位平價の支持が、比較的有効ならざる原則として一般に可能な三種の金本位の列外に出づれば、實行上狭き撰擇に残るものは唯金貨本位と金地本位との二種あるのみである。何國と雖も最も有效な形式の金本位を樹立せんとするならば、又はこれに復歸せんとするならば、即ち此等兩種の利害得失を精細に比較對照しなければならぬ。而して金本位なるものは、それ自身が目的ではなく、常に自國貨幣と世界の最重要商業諸國の本位との間に可及的不動の交換關係を保持すると云ふ目的の爲の手段であるから、この比較吟味は結局、兩種本位中の何れがこの不動の交換關係を最もよく保證するかと云ふ研究となるのである。

それ々々の本位に採用せらるゝ金が——金地又は金貨幣の形に於いて——諸金本位をして相互に等價關係を保たしむる爲の方策は、純然たる機械的數量的のものである。一國貨幣の價值と他の金本位の價值との間の均衡が破壊されんとするや、金の一定量は、相對的に價值の下落した國の貨幣との關係から離脱して、相對的に價值の騰貴した國の本位に聯結すると云ふ作用を通じて、金は直ちに其均衡關係を再び強行するのである。即ち金は離脱と聯結又は同化とに依り、一方に於いては貨幣流通量を減少して、他方に於いて之を増加し、以て貨幣價值を前者に在つては再び金平價に高め、後者に在つては之を再び金平價にまで引下げ、斯くして價值動搖に對して本位を保護すると云ふ其職分を盡くすのである。

其處で茲に問題となることは、金が、金本位國間を連絡する導管の原理に從つて流出入すると云ふ此職分を、如何なる形式に於いて最もよく果たすか、之を保證することである。而してこの事は研究を二の方面に指示してゐる。第一は、貨幣流通に必要な弾力性を保證するには、金を集中する(金地の形に於いて)が適當であるか、將た金を一部流通に附する(金貨の形に於いて)が得策であるかを確むることである。第二は、金は兩形式の何れに於いて、經濟全體を攪亂することより、尠くしてこの弾力性を誘致するかを見出すことである。

先づ第一に金の絶體的可能性即ちその離脱聯續の能力に關する限りに於いては、——偶然經濟に及ぼす反動は考慮外に置く——それは、金塊本位即ち金塊形式に於ける中央集中の原則に在つては、外國に對して無條件に保證さるゝが、内國に對しては唯條件附にのみ保證せらるゝ。本位間の等價關係の妨害が、爲替相場が上位金輸送(輸出)點に到達する程度に達すると、直ちに金は外國に向つて中央現存高から無條件に流出する。而してこの金が刻印されて仕向國の貨幣流通に加はるのを妨ぐるものは何等存在しない。然るに内國に於いては、それに相應する貨幣流通の收縮は全く一定せる前提の下に於いてのみ起るのである。即ち其前提とは、一は、中央金庫又は中央銀行があらゆる金の流出に際して、精確にこれと相當する量の紙幣或は『定位』貨幣を流通より引き上ぐるの原則を、其經濟上に及ぼす結果の如何を問はず遵守する場合であり、他は、政府並に政黨の政策がこの事に對して全く中立態度を持することである。併しこの二の前提は全然無條件に與へらるゝこと稀なるものである。

金貨本位即ち少くとも一部分の金貨流通及び『定位』貨幣と集中保有の金貨との間に於ける自由交換可能の原則に在つては、金が内國貨幣との關係を聯結離脱するの能力は、外國に對してのみならず内國に對しても無條件に存する。其國を離れる金貨は總て、直接流通場裡から流出するか、或は中央保有所に請求せられて正確に相應する額の定位貨幣を以て支拂はれ、以て其定位貨幣が流通から姿を消すか、何れかの過程に依つて自動的に貨幣流通を收縮するのである。

茲に既に金貨本位が金塊本位に優るの一點が存する。蓋し、金本位の目的は、この金本位によつて連結さるゝ諸國の支拂資料が等價關係を支持する點に存して居り、且つこの同價は、金の移動性が貨幣流通上に於ける必須の數量的變動を惹き起す場合にのみ完全に達せらるゝものであるから、この變動を外國に於いては兎に角として内國に於いては無條件に齎らさぬ原則は、必然不完全なものであるからである。この見地からすれば、金塊本位は外國に對しては卓越した原則であるが、併し自國そのものにとつては決してさうでないのである。

九

併し猶ほ外に、金貨本位の採用さるゝ國即ち變動常なき金貨流通の存在する國には、その何れに於いても年月の經つに従つて漸決多量の外國鑄貨が自國貨幣の流通に混ざると云ふ事情がある、それは勿論國際間に於ける金の移動性から生ずる自然の結果である。外國鑄貨は内國に於いて法律上の無制限支拂能力を缺いて居るから、日常交通に於いて之を見ることは確かに稀である。が併し、銀行や大なる金融商會殊に國際爲替裁定の業務を營む商會には多量の外國貨幣が見出される。此等の外國鑄貨は、收支勘定が支拂超過になると即ち爲替相場の騰貴に際しては、自國金貨よりも迅速に海外に流出するの特性を有してゐる。即ち此等の外國貨幣はその鑄造國に於いては、その實際有する金價値の外に更に第二の幾分より高き價値を有するのである、その理由は外でもない、此等のものが該鑄造國では、費用と時間とを必要とする検査、熔潰、刻印を要することなく直ちに貨幣流通に加はり、又即刻支拂の目的に使用せらるゝからである。此等貨幣に偶々生ずる磨損は、それが所謂通用最輕量目以内に止まる限り、其際何等問題とならない。其處で、理論的に言へば所謂上位

金輸送點に達した時始めて金地輸送が有利なものとなるのであるにも拘らず、未だ其點に到達する以前に外國鑄貨は其故國に歸り去り、斯くして個々の自國金貨の分配を絶えず惹き起すのである。斯様に外國鑄貨は、理論上の上位金輸送點以内と、同様に理論上の下位金輸送點以内とに二個の新らたな且つ一層相ひ接近して存する實際的、金輸送點を造り出し、以て各本位が此兩點内に於いて蒙る動搖を緩和するのである。即ち此理由からしても、金貨本位は既に金地本位よりも一層價值を安定せしむるものである。

然るに自國金貨の一部分も亦、此長所即ち自國本位の動搖を緩和する移動容易の性質を具へてゐる。造幣局の手を離るゝこと比較的新しく、従つて認め得る程度には未だ磨滅して居らぬ部分が即ち是れである。此等の鑄貨も亦二様の價值を有して居るのであつて、即ち金秤によつて確め得らるゝ其固有の價值の外に刻印によつて與へられた幾分猶ほ高き價值があるのである。何故か云へばこの刻印があるが故に、此等の幣貨は其鑄造國に歸來するや直ちに流通に参加し、其購買力を發揮し得るからである。併し如何なる國に於いても金貨本位を標榜してゐる場合には、爲替裁定は斯る歸來を計算に入れて居るのである。故に此等の鑄貨も亦、理論上の上位(輸出)若しくは下位(輸入)金輸送點到達以前に、既に國境を越えて相ひ往來し、而して其本位をして、相ひ接近して存する二個の極點間の狭い開きに關係せしめて居るのである。

吾人は以前に、(Novemberheft 本稿第七) 金爲替本位即ち金信用——金爲替手形、金貨勘定——を以てする支拂差額決済が金輸送の兩點を一層接近せしむる所以を觀察したが、今また残る二種の金本位中金貨本位が同一の優越を金地本位に對して有することを認めた。金貨本位の有する其長所は金爲替本位のそれに比すれば、全く同一程度に優れたものではない。けれども金爲替本位は斯る長所あるにも拘らず、既述の幾多の理由から放棄されなければならぬものであり、従つて撰擇は他の兩種の間に於いてのみ行はれるのであるから、金地本位よりも本位を常に一段強固に保持する金貨本位がその金地本位よりも輸贏を勝ち得るのである。而して金貨本位の優越が單に計算上の空想に止らず實際にも存するものなることは、幾多金本位國の貨幣史からも知らるゝ所である。即ちその吾人に教へる所に依れば金貨本位の祖國たる英吉利に於ける貨幣價值の動搖は、戦前に在つては他の何れの金本位國に於けるよりも事實僅尠であつたのである。

十

本位間に於ける等價關係の維持と云ふ重要な職分を盡くすに當つて、金裁定は特に最も新しい最も價值ある金貨を専ら蒐集して之を海外に放出し、それが爲に國內流通には全然多かれ尠なかれ磨滅した古金貨が残留すると云ふことが一の弊害として實際屢々觀察された。併しこの弊害はその國が金貨本位に忠實である限り、表面的のものたるに過ぎぬ。何となれば、流出した金貨は、其輸送の目的が果たされて本位の法定平價が再び恢復されるれば、猶ほ金輸入點到達前であつても直ちに多量に其本國に歸來する、而してこの國に些かの損失をも蒙らしめないのである。

この歸來の傾向は、國民的見地からすれば、金貨本位をして正に金地本位に著しく卓越せるものたらしめてゐる。其理由は他でもない、吾人の既に考察した様に金地本位は、外國に金を送達する

に當つて、其輸入する、金と件の外國自身の貨幣との同化を直ちに可能ならしむるが如き形を以てするのであるから、外國の利益を助成するものであるとするならば、金貨本位の原則に在つては、流出した自國金貨は磁石力を以てするが如く再び自國に流入し來り、即ち外國にて同化することがないのであるから、後者は前者とは反對に自國の利益を促進するものであるからである。金本位の目的たる其國の貨幣流通の即時且つ數量的の増減が、金貨本位の原則の下で對外的に達せらるゝのは、金の移動が自國金貨の歸來の形式に於いて起る場合にのみである。併しながら此歸來（それは外國の金の排除を意味する）はまた自國の利益である。其次第は、この歸來は自國本來の金現存高を保持するのみならず、且又自國本位の振動の範圍を劃する所の金輸送の兩點を壓縮して、金爲替本位の適用以外の場合に一般に達し得べき最低限度にまで之を相ひ狭ばむるが故である。茲に於いて金貨本位は、金本位の弾力性と價值安定性との點に於いては、金塊本位に無條件に優るものと爲すべきである。

十一

次に、完全な金本位の具備しなければならぬ二つの要求の第二、換言すれば國際的金運動が經濟上の安寧に有害な反動を及ぼすことなく、即ち磨擦と攪亂とを伴ふことなく行はれると云ふことに關しては、茲にも金貨本位の傑出が手近に求めらるゝ。余は本誌に於いて、嘗て殊に一九二五年八月及び九月に、(“Das falsche Prinzip”)我國近代の紙幣發行銀行制度の組織上の缺陷を劇しく指摘して置いたが、この缺陷は、收支勘定のあらゆる動搖に依存して變動常なき貴金屬と爲替手形との

現在高の基礎の上に信用尖塔^{ピラミッド}が立つて居るのみならず、一國の最後の準備を形成する中央信用尖塔^{ピラミッド}も亦この上に聳えてゐると云ふ點に存する。それが爲に、偶然に起る金及び爲替手形の流入は、是れ總て、實際に基かざる信用膨脹を伴ふ傾向を有すると同時に、總ゆる流出も殆んど現實の基礎なき信用收縮を惹起する。而して其影響に至つては一九二四年四月七日以後獨乙の餘りに明白に學び得た所である。

金貨本位の採用する、國では、金の流出入は先づ第一に流通場裡並に私營銀行に起る、而もそれは本來の金輸送點到達以前に在つても、猶ほ起るのである。而して中央銀行の現有高に影響を及ぼすものは、たゞ金運動の最極點に在るもの丈であつて、而もそれは理論上の金輸送點到達の後に初めて起るのである。従つて金の動搖は商工業に甚しい反動を及ぼすことなくして終る。個人の所有高より流出する金は、これと正確に同一額の貸方勘定を金輸出者の爲に外國に發生せしむる、故にこの金が一般に信用の基礎を形成して居る限り、(これは爲替裁定の目的物の場合には事實たること稀であるが)内國信用に必然起るあらゆる收縮は爲替信用擴張の可能性を制限する。是に反して金の集中保有即ち金塊本位の場合には、一切の金流出は中央銀行に負はしむるに、これと相應する額の『定位貨幣、多くは即ち紙幣を流通より引き上げて信用を收縮すべく、而も之を爲すに當つて、他の方面に補充信用を供與すべき可能性若しくは意圖が存在するか否かを顧みることなかるべき義務を以てして居るのである。

一般的に言へば、大なる中央紙幣發行銀行の指導者達は、以上の見地を以て自己の立脚地となし、

而してそれから結論を引かんとするの意向を有して居らぬであらう。蓋し金塊本位から金貨本位への推移と並に金貨を充分に流通に附すること、は、彼等に對して或る種の斷念を意味して居るからである。金貨本位が法律上樹立され、而して彼等が總ゆる紙幣提出者に對して要求に應じて金貨を引渡すべき義務を負はせらるゝや否や、事を決するものは最早彼等自身ではなく、寧ろそれは流通であり、而してこの流通に對してはたゞ彼等は、その信用政策と金利政策とを以て自らをそれに適應せしむると云ふ手段を以てのみ、影響を與へることが出来るのである。其處で彼等は最早一國本位の方面に於ける唯一の支配者ではなく、又最早從來の如き範圍に於いて信用領域の獨裁者でもない。同時に彼等は最早今日の如く、『本位問題に於ける』政府の總ゆる行動と怠慢とに對して傲然たる干渉を爲す所の國家内の特別裁判所とはならぬ、寧ろそれが戰前勤めて居つた様な責任の重大ではあるが而も奉仕的の役割に復歸するのである。金貨本位の辯護は紙幣發行銀行の指導者にとつては、即ち一の自己否定の行爲を意味して居るのである。此等指導者の一人たる和蘭銀行のフイッセルング Vissering がその銀行の最近の年報に於いて金貨本位の或る諸長所を稱揚して、例へば「流通に附せられた金は危機に際して一國に於ける眼に見えざる準備として存する」と述べて居るのみならず、彼は實際に或る量の金貨を流通に附し、以て金塊本位から金貨本位へ推移するの端緒を開いたと云ふことは、愈々以て推奨に價することである。(Dezemberheft) (三七七、七二、稿)

金 解 禁 問 題

萩原吉太郎

金の輸出並びに鎔解の禁止は兌換發生の原因を抑止することによれる間接的なる金本位の廢止なり。

本來貨幣が本位貨幣たる爲めには第一に兌換せられざる貨幣たること、第二に國家が其の支拂に當り強制的に充用する貨幣たることを要す。國家の貨幣制度の内には必ず決定的貨幣と兌換的貨幣とあり、前者の場合國家は如何なる方法に於ても之に對して他の貨幣種類を交付するの義務を負はざるものなり。而して此の決定的貨幣のうち國家が事實上何れの貨幣を選択準備してその支拂に當り強制的に充用するかにより本位貨幣を決定するものなり。例へば、奧太利に於て一八七〇年頃、グルデン銀貨並びに兌換性を欠ける政府紙幣が共に決定的貨幣なりしが、當時國家はグルデン銀貨にて支拂ふことを絶體に忌避したるが故に、グルデン銀貨は本位貨幣にあらず、反之政府紙幣は國家が其の支拂の爲めに準備したるが故に本位貨幣なりしなり。今次の兌換停止を宣言せる國家は勿論、金輸出及び金鎔解の禁止をなせる國家は、政府紙幣、銀行券の兌換を間接に禁止し、而も自己の支拂に當り、金貨を充用するの意全然なく、不換紙幣を充用すべく決意したるが故に、最早金本